

ひとり親家庭医療費助成制度の変更

平成27年4月受診分から、小学6年生までのお子さんについて、医療費助成はこども医療費からの現物給付となります。県内の医療機関を受診する場合は、「こども医療費受給資格証」と健康保険証を医療機関等の窓口で提示してください。また、中学生までのお子さんについては、500円の自己負担がなくなります。

親(受給資格者)と16～18歳のお子さんについて、申請方法や自己負担に変更はありません。

年齢・学年	助成方法(申請窓口)	
	平成27年3月受診分まで	平成27年4月受診分～
3歳未満	こども医療費から現物給付	こども医療費から現物給付 ※
小学6年生まで	窓口で申請 (児童家庭課児童家庭係) 自己負担500円あり	窓口で申請(児童家庭課児童家庭係) 自己負担500円なし
中学生		窓口で申請(児童家庭課児童家庭係) 自己負担500円あり
16歳以上と親(受給資格者)		窓口で申請(児童家庭課児童家庭係) 自己負担500円あり

※県外の医療機関等を受診した場合、現物給付対象とならないので、緑色の用紙を使い、児童家庭課窓口で申請してください。

重度心身障害者医療費助成制度の変更 (身障1・2級、療育A1・A2の方)

こども医療費助成制度の変更に伴い、平成27年4月受診分から、中学生までのお子さんについて、自己負担500円がなくなります。

なお、「重度心身障害者医療費助成受給資格者証」(黄色)をお持ちの方は、引き続き医療費助成制度が利用できます。

年齢・学年	助成方法(申請窓口)	
	平成27年3月受診分まで	平成27年4月受診分～
3歳未満	こども医療費から現物給付	こども医療費から現物給付 ※
小学6年生まで	窓口で申請 (福祉課障害者福祉係) 市民税課税世帯は自己負担 500円あり	窓口で申請(福祉課障害者福祉係) 自己負担500円なし
中学生		窓口で申請(福祉課障害者福祉係) 自己負担500円あり
中学校卒業後		窓口で申請(福祉課障害者福祉係) 市民税課税世帯は自己負担500円あり

※中学校卒業後の4月受診分からは、従来通り自己負担500円が発生します。(市民税課税世帯のみ)

用語説明

- ◆ **現物給付**…医療機関等の窓口で受給資格証を提示することで、保険診療分の支払いが不要となる制度
- ◆ **償還払い**…医療機関等の窓口で医療費を支払い、後日市役所でその分を申請することで、振り込みにより医療費が助成される制度
- ◆ **自己負担**…助成を受ける際に、「医療機関ごと」「診療を受けた月ごと」「入院・外来ごと」に500円が差し引かれること(薬剤費からは差し引かれません)

【問い合わせ】

こども医療費助成：健康増進課 母子健康係 ☎ 83・8121 FAX 83・8619
ひとり親家庭医療費助成：児童家庭課 児童家庭係 ☎ 83・8131 FAX 82・2340
重度心身障害者医療費助成：福祉課 障害者福祉係 ☎ 83・8129 FAX 82・2340

平成27年4月受診分から

こどもの各種医療費 助成制度が変わります



こども医療費・ひとり親家庭医療費・重度心身障害者医療費の3つの医療費助成制度について、平成27年4月1日以降に医療機関等を受診した分から申請方法が一部変更となります。各助成制度の変更点について、お知らせします。

こども医療費助成制度の変更

真岡市のこども医療費助成制度が、平成27年4月受診分から以下のとおり変更となります。

現物給付の対象となるお子さんについて、県内の医療機関等を受診する際に「こども医療費受給資格証」とお子さんの健康保険証を医療機関等の窓口で提示することで、保険診療分の自己負担額と入院時食事療養費が支払い不要になります。

▼平成27年3月受診分まで

年齢区分	資格証の色	助成方法		自己負担	入院時 食事療養費
		医療機関等(県内)	医療機関等(県外)		
0～3歳未満	ピンク	現物給付	償還払い	なし	助成
3歳～中学3年生		償還払い		あり(500円)	

▼平成27年4月受診分から

年齢区分	資格証の色	助成方法		自己負担	入院時 食事療養費
		医療機関等(県内)	医療機関等(県外)		
0歳～未就学	ピンク	現物給付	償還払い	なし	助成
小学1～6年生	オレンジ				
中学1～3年生	クリーム				

▶ 受給資格証について

平成27年3月下旬に新しい受給資格証を送付しました。平成27年4月受診分からは、新しい資格証をお使いください。また、今後年齢区分が変わるお子さんについては、その都度新しい資格証をお送りします。

▶ 制度変更前の受診分について

平成27年3月末日までに受診した分については、変更前の制度が適用となります。1年間の申請期間内に、忘れずに申請してください。

▶ 学校等(小学校、中学校、保育所など)でのけがや疾病について

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合、学校等で発生したけがや疾病などの診療については、「災害共済給付制度」が優先となります。

対象となる場合は、まず学校等へ確認をしてください。医療機関等の窓口で支払いをする際は、現物給付制度を利用せず、本人負担額をお支払いください。その上で、学校等へ給付制度の利用申請をし、給付を受けてください。

